

(参考) 人権啓発活動地方委託事業について

1 地方委託事業の概要

国が全国的に一定水準の啓発活動を確保する観点から、地方公共団体に対して人権啓発活動を委託するもの。

2 根拠

(1) 人権教育及び啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）「第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」

(2) 人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）
「地方公共団体に対する財政支援については、「……略……」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。」

3 啓発活動の目的

「啓発活動は、人権尊重思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的とする。」（平成9年4月1日法務大臣決定「人権啓発活動地方委託要綱」第2条）

4 委託事業の内容

地方委託事業の内容は以下の各号のいずれかでなければならない。

- 「(1) 講演会の開催
- (2) 資料の作成・配布
- (3) 放送広告の実施
- (4) 新聞等広告の掲載
- (5) 研修会（地域行政関係者研修会、地域住民懇談会）の開催
- (6) 地域人権啓発活動活性化事業¹の実施

¹ 人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会等と連携して実施するもの（ネットワーク事業）。内容は、スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動、人権ユニバーサル事業、人権の花運動、ミニフェスティバルのほか、次に掲げるものとされている。

- (1) 講演会、シンポジウム、映画会、演劇公演会等
- (2) 啓発資料等の作成
- (3) 人権に関する標語・ポスター等の募集

(7) その他上記に準ずる啓発活動で法務省人権擁護局長が相当と認めるもの」（「人権啓発活動地方委託要綱」第3条）

5 効果検証について

地方委託事業を受託する者には以下のとおり効果検証の実施が求められている。

「啓発活動を実施するに当たっては、…略…実施後に効果検証を行い、より効果的・効率的な啓発活動を実施するよう努めるものとする。」（「人権啓発活動地方委託要綱」第4条）

「……啓発活動を実施したときは、次に例示するような方法で効果検証を実施し、その検証結果を踏まえ、啓発活動の改善を行う。…略…

(1) アンケート調査

(2) モニター調査

(3) 啓発活動の対象者、啓発活動実施関係者等へのヒアリング調査

(4) 視聴率調査

(5) 当該啓発活動に関するマスメディアの報道回数・内容

(6) 啓発活動実施者による当該活動評価会議」（平成12年4月1日法務省人権擁護局長決定「人権啓発活動地方委託実施要領」）

(4) 伝承文化・作品の発表会等

(5) その他活性化事業として実施することがふさわしい事業